

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	山南町畑内	令和 3 年 7 月	令和 3 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.6 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.3 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1 ha
（備考）現状、中間管理機構の活用は考えていない。 水門用水路の補修工事に着手したい。	アンケート回答割合（②/①） 65.6 %

2. 対象地区の課題

高齢化による担い手不足。 農道が狭く、大きな機械が進入できないため、草刈り等の管理が困難である。 地理的条件（電車踏切）により、農道への出入りが不便。 集落北側は、立地条件が整わないため、今後耕作放棄地になる可能性がある。
--

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の中心経営体が農地を管理しやすいよう、集積・集約化を目指す。 集落内で農作業に関する情報を共有する。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考）中心経営体

属性	中心経営体	5 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

耕作放棄地になる前に農会が相談機能を発揮し、農地管理を行うことで未然に防ぐ。
--